



八代市 まち・ひと・しごとプラン



平成 26 年 12 月
八代市



八代市 まち・ひと・しごとプラン

目 次

1	背景	1
2	現状と課題	
(1)	本市の人口・世帯数の推移	2
(2)	魅力的な生活環境	5
(3)	人口減少等による課題	5
3	プラン策定の目的	6
4	移住定住・交流の促進方策	
(1)	移住定住の促進	7
(2)	交流の促進	8
5	本市の役割	
(1)	役割	9
(2)	市における留意点	9
(3)	市長八策と定住化の促進	11
6	定住化促進の実施計画	
(1)	移住定住の促進	12
(2)	交流の促進	18
7	地方創生へ向けた提案事項	21
	(参考) 八代市定住促進検討会	25
	(参考) 「やつしろ・まち・ひと・しごと対策本部」設置要項	26

1 背景

国内では、これまで世界が経験したことのないスピードで高齢化が進んでおり、さらに、晩婚化・少子化が加わり、人口減少時代に突入しています。

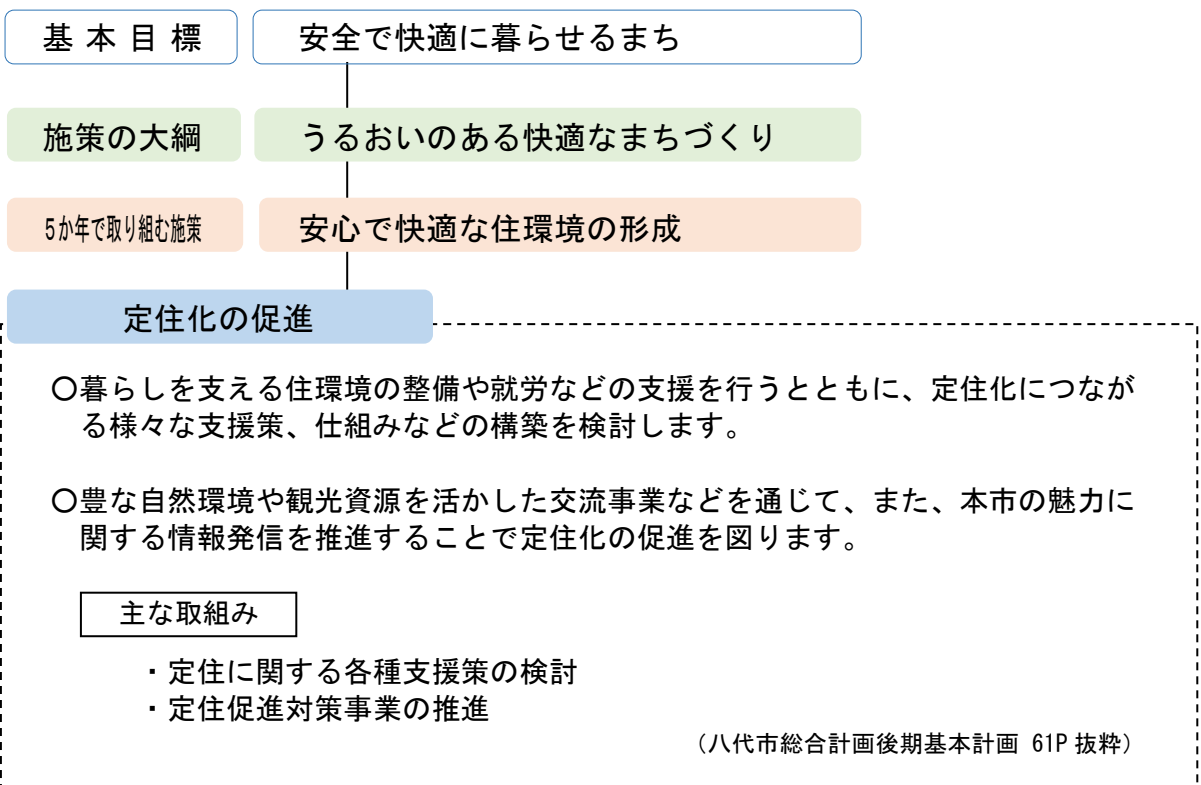
八代市でも、平成17年8月に1市2町3村が合併し新八代市が誕生しましたが、旧千丁町を除く地域では、人口減少が続いており、地域の活力やコミュニティの存続、地域経済や市の財政基盤等への影響が懸念されています。

このように人口減少が進むなか、価値観や生き方の多様化は確実に進んでおり、スローライフ、LOHAS（ロハス）^(注1)といった言葉に代表されるように都市から地方への回帰、地方での生活を望む人たちが着実に増加しています。

一方、地方においては、中山間地域での過疎化・少子高齢化が進み、耕作放棄地・空き家の増加が深刻な問題とされる中で、こうした「ふるさと回帰」の流れを的確にとらえ、新たなまちづくりを進めることが求められています。

国においては「地方創生」が掲げられ、地域間の競争が激化していくことが予想されており、本市においては「八代市総合計画後期基本計画」に「定住化の促進」を新たに盛り込み、定住化^(注2)につながる様々な支援策、仕組み等の構築を検討するなど、地方創生に資する取組みを始めています。

◆後期基本計画体系図



(注1) LOHAS（ロハス）とは、健康と環境を志向するライフスタイルのこと。

(注2) 定住化とは、一定の場所に住居を構え居住・滞在する定住と本市外から滞在・居住するために生活の拠点を本市内に移動する移住のことをいう。

2 現状と課題

(1) 本市の人口・世帯数の推移

- ① 近年、本市における人口は、下表「人口の推移」が示すとおり、年々減少しており、今後もその傾向が続くことが予想されています。
将来的には、2020年に12万人、それ以降は、5年ごとに約6～7千人減少し、2035年には10万人を下回る推計値を示しています。
- ② 年齢（3区分階級）別人口から、少子化・高齢化率が高く推移しており今後もその傾向が続くことが予想されています。
- ③ 核家族化の進展などにより世帯数は増加傾向にあり、こうした背景から住宅の需要は高まっています。

○人口の推移

年次	人口	男	女	世帯数
1995	143,712人	67,613人	76,099人	46,576世帯
2000	140,655人	65,917人	74,738人	48,404世帯
2005	136,886人	63,823人	73,063人	50,313世帯
2010	132,266人	61,446人	70,820人	52,166世帯
2015	126,328人	58,534人	67,794人	—
2020	120,083人	55,561人	64,522人	—
2025	113,441人	52,470人	60,971人	—
2030	106,689人	49,345人	57,344人	—
2035	99,890人	46,153人	53,737人	—
2040	93,053人	42,947人	50,106人	—

出典：1995年～2010年

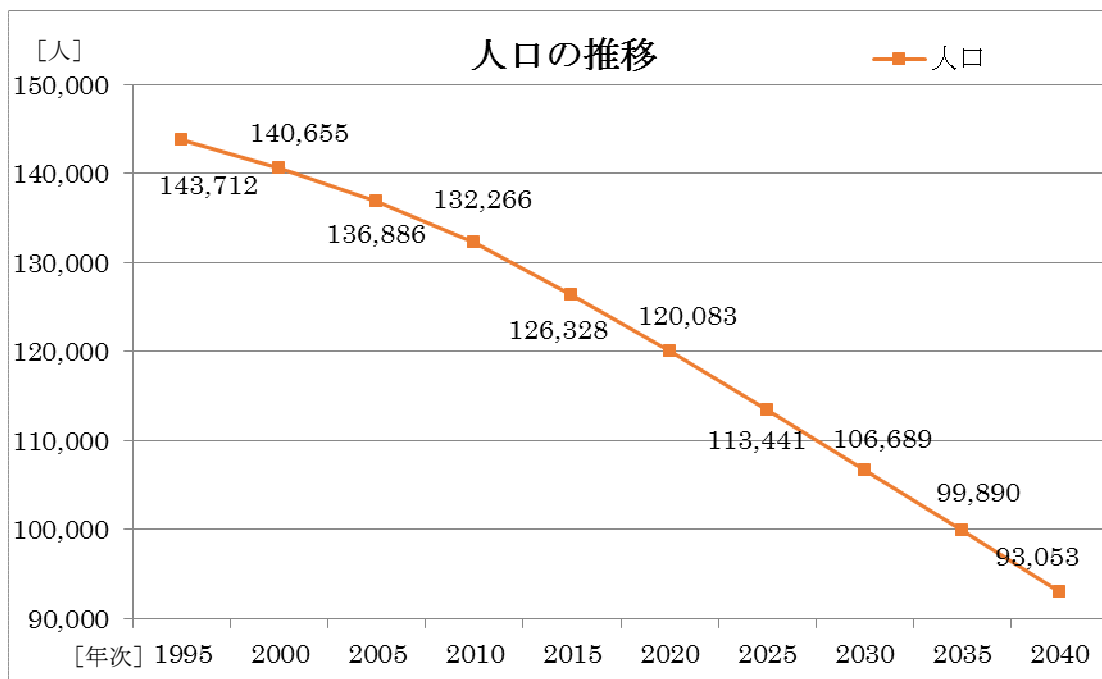
（人口）国勢調査結果。年齢不詳を含む。

（男女）文書統計課 八代市統計年鑑 14. 人口の推移

（世帯数）文書統計課 八代市統計年鑑 15. 住民登録人口及び世帯数（各年3月31日現在）

2015年～2040年

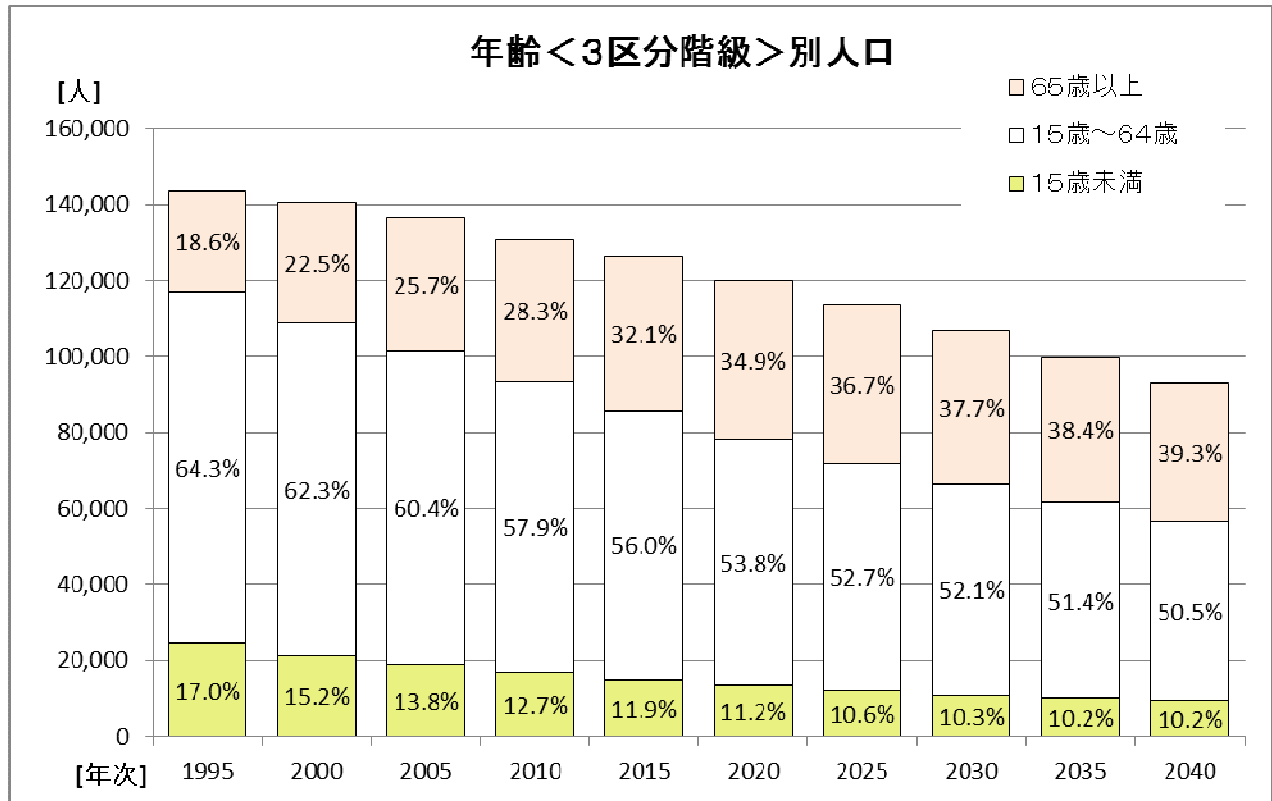
（人口・男女）国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」及び「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）



○年齢〈3区分階級〉別人口

年次	人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
1995	143,712人	24,496人	92,388人	26,675人
2000	140,655人	21,347人	87,621人	31,606人
2005	136,886人	18,876人	82,622人	35,137人
2010	132,266人	16,842人	76,585人	37,378人
2015	126,328人	15,033人	70,719人	40,576人
2020	120,083人	13,457人	64,662人	41,964人
2025	113,441人	12,080人	59,775人	41,586人
2030	106,689人	10,938人	55,575人	40,176人
2035	99,890人	10,183人	51,376人	38,331人
2040	93,053人	9,508人	46,998人	36,547人

出典：文書統計課 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」
 (平成25年3月推計)



○高齢化率（65歳以上）

年	市全体	二見	坂本	東陽	泉
2005(17年)	25.7%	34.4%	42.9%	34.5%	36.7%
2010(22年)	28.6%	37.3%	46.2%	37.7%	40.8%

出典：市文書統計課国勢調査結果(小地域集計) 年齢不詳を含めず。

中山間地域となる二見町、坂本町、東陽町、泉町では、過疎化・少子高齢化の傾向が顕著となっています。



(2) 魅力的な生活環境

本市を取り巻く生活環境を考えてみると、豊かな自然や地理的な優位性などの特色や地域の魅力を以下のとおり備えています。

これらの魅力的な生活環境は、移住を決めるときのきっかけや動機づけとなることが期待されます。

- ① 南九州の交流拠点都市として、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、九州新幹線、重点港湾八代港が整備され、交通の利便性を有しています。
- ② 2つの総合病院のほか、市立病院など多くの医療機関もあります。
- ③ 1年を通して温暖な気候に恵まれ、日本一を誇るトマトの生産など全国有数の農業地域となっています。
- ④ 平家落人伝説が残る秘境 五家荘や開湯600年の歴史を誇る日奈久温泉など歴史と自然があふれる豊かな地域です。
- ⑤ 西日本で唯一の競技大会である「やつしろ全国花火競技大会」や国指定重要無形民俗文化財の「八代妙見祭」、国際マーチングリーグ(IML)の公式大会である「九州国際スリーデーマーチ」など、魅力あるイベントが多数あります。

(3) 人口減少等による課題

現状からもわかるように、本市においても人口の減少は進んでおり、以下に示すような様々な課題を生む要因となっています。

- ① 安心・安全な暮らしの確保
空き家の増加により、防災面や景観上、衛生上、防犯上の問題の発生が危惧されています。また、災害時などの緊急時の対応にも問題があります。
さらに過疎化が進行している中山間地域において、通学・通院・買い物などに経済的負担と不便さが見受けられます。
- ② 農林水産業に関する問題
後継者不足や耕作放棄地の増加、山林の荒廃などが問題となっています。
- ③ コミュニティ機能の低下
役員（リーダー）の担い手不足や若年層の地域行事等への不参加などによりコミュニティ機能が低下してきています。また、お祭りや伝統芸能等の伝承が厳しくなっています。
- ④ 地域経済等の維持
本市の地域経済の面でも、15歳から64歳までの生産年齢層の人口の減少は地域経済の規模縮小を招く恐れがあり、地域活力の低下につながります。

3 プラン策定の目的

本市における、人口の減少と少子高齢化、さらには中山間地域における過疎化などの現状とそれに関する課題を示してきました。

これらの課題を放置していくと、人口の減少はより加速し、地域における経済、社会、文化等の様々な活動における担い手の確保が困難になるなど、地域活力の低下といった問題が懸念されることとなります。

このような地方の現状を受け、国においては「地方創生」を掲げ「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服すること等を基本目標とした様々な取組みが活発化することが予想されます。

人口減少に歯止めをかけるために、転入者の増加や転出者の減少、そして出生数の増加や長寿を支えるための施策の展開と併せて、市内の各地域ならではの特性を活かした取組みが必要となります。

このように本市において「地方創生」を着実に進めていくための具体策として「定住化の促進」を目標に掲げ、今後の取組みの方向性や施策を示すため『八代市まち・ひと・しごとプラン』を策定します。

■ 「まち」・「ひと」・「しごと」の位置付け

このプランにおいては、以下のとおり位置付けます。

『まち』 …… 住宅支援や交通基盤整備、ICT基盤整備、農地基盤整備事業等の暮らしや「まち」づくりに関係する分野とします。

『ひと』 …… 子育て支援や人材育成、医療費助成・奨学支援等の「ひと」に繋がる分野とします。

『しごと』 …… 個人の就労、起業化等の支援や企業振興、農林水産業活性化等の「しごと」を推進する分野とします。



4 移住定住・交流の促進方策

「定住化の促進」を図るために、ターゲットとなる幅広い年代や様々な分野のニーズに対応していくために、2つの方向性に基づく検討を行います。

(1) 移住・定住の促進

一つ目に「移住・定住の促進」として、本市の地理的条件や住環境を活かし、市域外からの移住者に対する環境整備をはじめ、本市で暮らしている市民に対しても、地元での安全・安心をより提供できるような施策が必要となります。

住環境の整備、地域での子育て、就労の機会等を提供していくことは、移住・定住を促進するために重要であり、「まち・ひと・しごと」というキーワードに併せ、3つの視点で施策を展開します。

①「まち」

移住者を迎えるための拠点となる「住家」については、一般的な住宅情報のほか、田舎暮らしにおいてニーズが高い中山間地域の空き家、耕作放棄地などの情報を把握することも必要です。

また、住宅を整備する際の制度、安心・安全な暮らしのため、防災上必要となる事業やライフラインの整備、交通利便性の向上のほかに、広域高速交通網を活かした取組みなども考えられます。

②「ひと」

「妊娠・出産・育児」という子育てのステージに応じて、切れ目のない総合的な支援を展開していくことが必要となります。

特に、次世代を担う子どもたちを育むためには、子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育て等に関する相談や援助等を実施し、子どもの健やかな成長を支援する必要があります。

また、夫婦共働き家庭の増加など、保護者の就労状況、価値観、ライフスタイルの多様化から、様々な保育ニーズに柔軟に対応し、仕事と子育ての両立を図っていく必要があります。そのため、地域での取組みや、すでに実施している保育や医療をはじめとした各種サービスの拡充や継続も重要であるといえます。

③「しごと」

移住者が安定した暮らしを送るためには、就労の場が必要となります。例えば、

個人向けとして、新規就農者の研修事業や中心市街地の空き店舗などでの出店支援など、働く場の提供に努める必要があります。

また、雇用の創出には、企業の誘致や市内企業への融資制度の充実、新規開発などにつながる産学官の連携など、直接的、間接的な幅広い分野での支援を行う必要があります。

(2) 交流の促進

二つ目に「交流の促進」として、本市に親近感を持っていただけるように、地域での体験やモニターツアーなど、地域との交流やふれあいの場を整え、移住した後の地域での暮らしがイメージできるような取組みが必要といえます。

さらに、各地域の特色や定住化の取組みなどを紹介し、本市の魅力を伝えられるよう、これまでよりUJターン向け等の情報を発信していく必要があります。

①「交流・体験による魅力のPR」

中山間地域における空き家・耕作放棄地などを活用したお試し暮らしやグリーンツーリズムなど、体験型旅行等をとおり、各地域ならではの魅力を肌で感じてもらうことが大切です。

旅行者には、地域イベントや伝統的なお祭りにも参加してもらい、地元の方との交流が深まるような取組みが重要となります。

②「地域魅力の情報発信」

地域の魅力や特色などの情報を含め、移住者が移住先で生活するうえで必要となる情報の発信が必要と考えられます。

例えば、地下水が豊富なことや中山間地域でのICT環境の整備状況があります。本市全体のイメージアップのために、観光素材のPRとともに、移り住み、暮らす場所として選択いただけるような情報の集約と提供も必要不可欠です。



5 本市の役割

これまでの本市の抱える背景や課題、今後の方向性と熊本県が平成26年3月に策定した「くまもと移住定住促進戦略」から、本市の期待される役割などを示します。

(1) 役割

本市では実際に移住者を受け入れ、地域の活性化につなげていく立場から、以下の役割を進める必要があります。

- ① 地域の魅力を活かしたより具体的な施策の展開
- ② 受入体制・移住後の支援体制の整備推進
- ③ 県や地域と連携した施策の推進

(2) 市における留意点

「定住化の促進」を前提として、地域住民への意識啓発をはじめ、移住者側への情報提供など、双方の意識の共有なども必要となります。

- ① 移住定住の促進に対する機運の高揚
- ② 受入体制の整備
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ 住まい探しの支援
 - ・ 仕事探しの支援
- ③ 情報発信の充実
 - ・ ターゲットや状況を意識したPR
 - ・ 魅力発信
 - ・ 移住先候補としての来訪機会の創出
- ④ 体系的な移住定住施策の推進

《参考》

以下には、熊本県が策定した「くまもと移住定住促進戦略」に掲げる県の役割を示します。(戦略 10P、11P から抜粋)

IV 県の役割と具体的施策

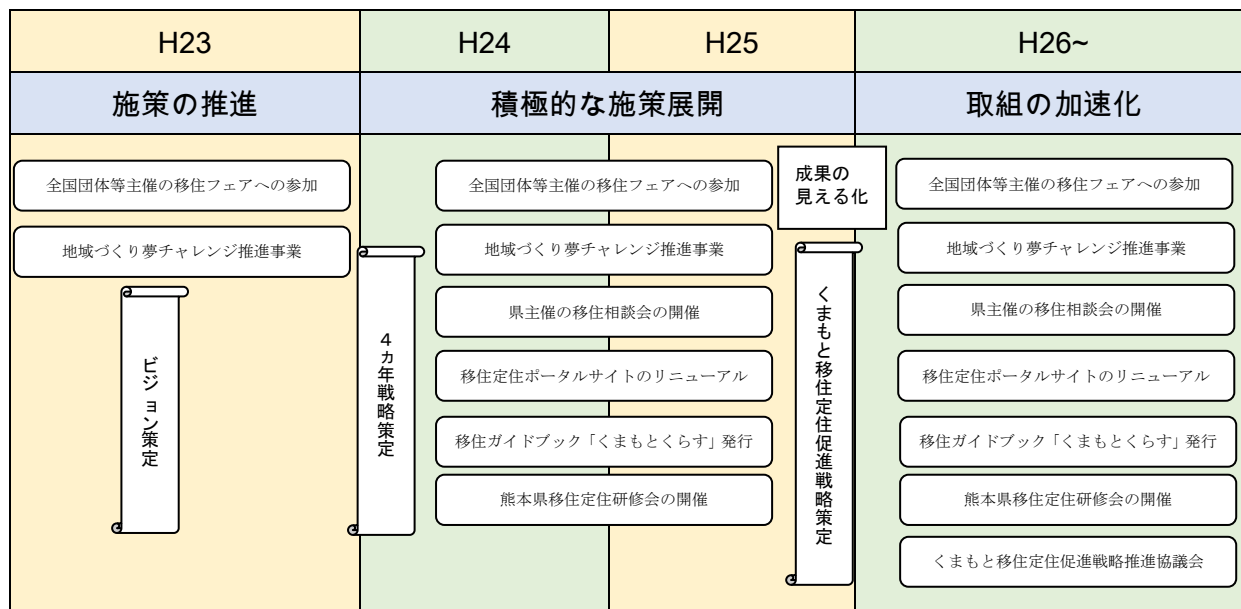
1 県の役割

全国から本県を選んで移住してもらうためには、県全体が一体となった取り組みが必要です。その中で、県は、以下の役割を認識し、施策の展開を図ります。

- ① 熊本県が選ばれるための窓口
- ② 県全体で取り組むことが効果的・効率的な施策の推進
- ③ 市町村が実施する施策の支援

2 県の役割を踏まえた具体的施策

県では、平成24年6月の「幸せ実感くまもと4カ年戦略」策定を機に、県主催の移住相談会を行うなど積極的な施策展開を実施しており、以下の取組みを推進し、更なる移住定住促進施策の加速化を図ります。



(3) 市長八策と定住化の促進

現在、本市運営の基本政策として、市長八策が掲げられています。

この市長八策を「定住化の促進」に関して整理すると次のように期待できる効果などを示すことができます。

① 農林水産業の振興 ⇒ 「しごと」の増大

フードバレー構想の推進、新規就農支援など、施策の強化や6次産業化、農商工連携の促進などにより就労の場の確保などが期待できます。

② 地域振興 ⇒ 「しごと」の増大、「まち」の向上

港湾整備やインター周辺開発などの振興により、就労の場の確保が期待できます。

また、災害に強いインフラ整備や消防救急体制の整備などからは、安全で安心な暮らしを提供できます。さらに、観光資源を活かすことで、交流の場の提供や交流人口の拡大につながります。

③ 環境対策 ⇒ 「まち」の向上

新しい環境センターの建設や太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及促進は、市民に暮らしやすさを提供することができます。

④ 教育・子育て支援 ⇒ 「ひと」の充実

「こどもプラザ」の増設や第三子保育料の無料化拡大、こども医療費助成の拡充など子育てしやすい環境へつながります。

⑤ 商工業対策 ⇒ 「しごと」の増大

新技術、新製品研究開発の支援やベンチャーなどの新分野への支援などは、働きやすい環境や安定的な就労の場の確保などが期待できます。

⑥ 医療福祉対策 ⇒ 「まち」の向上、「ひと」の充実

各種予防接種と各種のガン検診への支援や市民の健康づくりに寄与する対策などを行うことで、市民の暮らしやすさの向上、子育て支援につながります。

⑦ 若者定住・雇用・男女参画の推進 ⇒ 「しごと」の増大、「まち」の向上、「ひと」の充実

企業振興促進条例補助金の確保や食品関連産業の誘致など、若者が安心して働ける場の提供と、女性の社会参加支援を進めることで、仕事と家庭の両立など子育てや暮らしやすさの向上につながります。

⑧ 行財政改革 ⇒ 「まち」の向上

住民自治を推進するために、活動交付金の確保や住民自治関係施設の整備などを行うことで、地域における安全・安心につながる暮らしやすさの向上が期待できます。

6 定住化促進の実施計画

本プランの策定の目的で示したとおり、「定住化の促進」を図っていくために、移住・定住の促進及び交流の促進を掲げています。

これまで「八代市定住促進検討会」を組織し、「定住化の促進」に資する事業等に関して支援策などを取りまとめてきました。

さらに、地方創生を進める上で必要となる「移住・定住の促進」と「交流の促進」の2つの方向性に基づき実施計画として示します。

全市的な取組みとして共通認識のもと、実施計画に掲げた事業を推進するとともに、より実効性の高い計画となるようニーズに即しつつ、事業の見直し・拡充等にあわせ内容を更新していくこととなります。

(1) 移住・定住の促進

①「まち」

施策・事業名	内容	担当課等
定住支度金制度	公営住宅分譲地契約後 3 年以内に住宅を建設し、市に住所を移したら、1 分譲地あたり 10 万円を定住支度金として支給。(鏡町「輝き・ニュータウン有佐」の宅地分譲地募集を行っている。)	企画政策課
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	1kw 当たり 1.5 万円を乗じた額とし、5 万円を上限額。市内業者と工事請負契約を締結した場合に限り、定額 3 万円を上乗せし補助。	環境課
高齢者住宅改造助成事業	介護保険の要介護認定を受けている方等で、世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯にある方を対象とし、70 万円を上限に助成。対象となる改造は、手すりの取り付け、和式便器から洋式便器への取替え等。	長寿支援課
畳表張替促進事業	八代産畳表による畳の張替に対し、畳表 1 枚あたり 1,000 円を補助。	農業生産流通課
市民農園	農地を所有していない一般の人に対し、農業体験ができるよう市民農園を整備し、貸し出しを行う。 ふれあい農園 (千丁) 一般用 35 m ² 34 区画 身障者用 7.8 m ² 2 区画 さわやか農園 (鏡) 33 m ² 59 区画	農業政策課

農業農村整備事業	本市の基幹産業である農業の振興を図るため、道路や排水路等の農業生産基盤や農村の生活環境を総合的に整備する事業。(事業の規模によって、県営事業、団体営事業、及び市が単独で行う市内一円土地改良整備事業等がある。)	農地整備課
八代産材利用促進事業	構造材のうち八代産木材を80%以上使用して建築する木造住宅等に対し助成。(新築で最大20万円、改築、増築及びリフォームで最大10万円)	水産林務課
緑の産業再生プロジェクト促進事業	高性能林業機械や木質バイオマスボイラー等、木材関連設備の導入を促進する事業。	水産林務課
空き家バンク調査事業	平成28年度から実施予定の「空き家バンク」の設置に向けた調査及びシステムの導入。	建築住宅課
交通安全施設整備事業	近年の交通弱者(高齢者等)や自転車・歩行者等(健康・環境の意識の向上に伴う)の増加による交通事故防止の観点から、交通安全施設の充実が必要となってきたため、通行危険箇所における施設の充実を図る。(市内一円における交通安全施設(防護柵、道路反射鏡、道路照明灯、区画線等)の新設、修繕)	土木管理課
土地区画整理事業	都市計画道路や、区画道路、公園、水路等の公共施設の一体的な整備改善により、安心安全な市街地(良好な宅地)を形成。	区画整理課
公共下水道事業	下水道事業の目的である「生活環境の改善」「公共用水域の水質保全」「大雨時の浸水防除」の達成を図る。	下水道建設課 下水道総務課
新幹線通勤定期券購入補助金【新規】	新幹線通勤定期券を購入し、通勤する方を対象とした補助制度の創出。	企画政策課

②「ひと」

施策・事業名	内容	担当課等
こども医療費助成	出生から小学3年生までの医療費を全額助成。	こども未来課
児童手当制度	0歳から中学3年生までの児童を養育する保護者に対して手当を支給する制度。	こども未来課
児童扶養手当制度	子どもを監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対して手当を支給する制度。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する制度。	こども未来課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	資格取得を目指すひとり親家庭の母または父に対し、修業の一定期間において給付金を支給する事業。	こども未来課

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	資格を身につけたいひとり親家庭の母または父に対し、対象講座の受講費用の一部を支給する事業。	こども未来課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の生活援助や子育て支援として、家庭生活支援員を派遣する事業。	こども未来課
病児・病後児保育事業	0歳から小学3年生までの児童が、病中または病後回復期で家庭での養育が困難な場合に、一時的に預かる事業。	こども未来課
子育て短期支援事業	一時的に家庭において養育困難な場合に、児童を預かる事業。	こども未来課
放課後児童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に適切な遊びと生活の場を提供。	こども未来課
夏休み学童保育事業	東陽町、泉町において、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に夏休み期間における遊びと生活の場を提供。	こども未来課
つどいの広場事業	主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流を図る場の提供。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業。	こども未来課
地域子育て支援センター事業	地域において、子育て親子の交流の場を提供し、情報交換や子育てに関する相談などを実施。（6箇所のセンターあり。）	こども未来課
延長・夜間・休日保育事業	保護者の就労形態の多様化により休日や朝、夕の時間における家庭での保育に欠ける児童を受入れる制度。（夜間は1箇所のみ。）	こども未来課
一時預り事業	家庭内での保育が保護者の疾病等により一時的に困難な場合に児童を一時預る制度。	こども未来課
不妊治療費助成事業	不妊治療（体外授精・顕微授精）のための治療費について助成金を助成。（自己負担額から県補助金15万円を差し引いた額の1/2、上限5万円）	はつらつ健康課
健やか子育て応援事業	両親学級や家庭訪問（乳児家庭全戸訪問・未熟児訪問）、乳幼児健診など、妊娠・出産・子育てに関する様々な母子保健事業。	はつらつ健康課
食育推進事業	食育に関する正しい理解や望ましい食生活や地産地消についての理解を深めるための各種研修会の実施や情報提供。	農業政策課

奨学資金貸付金事業	高等学校、高等専門学校、短期大学、専門学校又は大学に進学又は在学する学生のうち、経済的な理由により就学が困難な学生を対象。(高等学校及び高等専門学校(1~3年)国公立1万5千円以内/月、私立2万円以内/月、大学・短期大学・専門学校・高等専門学校(4~5年)国公立3万円以内/月、私立3万5千円以内/月)	教育総務課
遠距離通学補助金事業	八代第八中学校、坂本中学校、東陽中学校に通学する生徒のうち、通学距離が片道6km以上の者の保護者を対象として補助。(通学手段が鉄道・乗合タクシー・路線バスの場合、定期券代。通学手段が自転車の場合、自転車購入費用(2万5千円が上限/人))	教育総務課
要保護・準要保護就学援助事業	経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に、義務教育における就学に必要な費用を援助。(援助の内容は、学用品費、新入学用品費、校外活動費、給食費、修学旅行費など)	学校教育課

③「しごと」

施策・事業名	内容	担当課等
就業資格取得支援助成金事業	雇用者の都合による解雇、雇止め、又は自営業の廃業により職を失った方、学卒後就労経験のない方で現在、公共職業安定所を通じた求職活動を行っている人に対し、就職するうえで必要となる資格を取得する際の費用の一部を助成。(助成対象費用の2分の1に相当する額、上限額：5万円)	商工振興課
商店街活性化事業補助金(商店街再生事業)	魅力ある商店街づくりを促進し、本市商店街の振興に寄与することを目的として、本市の振興会等が実施する新規出店者誘致のための事業並びに既存店舗の魅力創出及び集客力向上の推進のための補助事業。 1 新規建設補助 ①費用の1/3(限度額：200万円) ②古い店舗の解体から新規建設の場合、解体費の1/3(限度額：100万円) ※①、②の合算あり(備品類は対象外) 2 改装費補助 出店時改装費の1/3(限度額：200万円) 3 家賃補助 出店後1年間の家賃の1/3 (限度額：月5万円 ※1年間分) ※1~3いずれも商店街によって条件等が異なる。	商工振興課

中小企業融資制度 (企業向け)	小口資金、中小企業安定化、設備近代化、高度化などの各種制度により、市内に1年以上同一事業を営んでいる中小企業を対象として融資を行う。	商工振興課
企業振興促進条例に基づく奨励措置(企業向け)	製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス供給業などの事務所等を対象に、立地に伴う工場建設補助金、用地取得補助金、雇用奨励金の交付、固定資産税の減免などの助成を行う。	商工振興課
工場立地法における緑地面積率の緩和(企業向け)	本来の基準である緑地面積率から大幅に緩和する特例措置を設け、「八代市港湾利用・物流拠点型産業集積形成基本計画」で定められた対象企業について優遇措置を適用。	商工振興課
産業活性化人材育成支援事業(企業向け)	研究開発、技術の向上、経営の安定化等のため、従業員に研修を受講させる企業に対して、補助金を交付。	商工振興課
産業活性化研究開発等支援事業(企業向け)	教育機関や農商工と連携し、相互の技術を活用した取組みにより新製品・新技術開発等を行う企業・団体等に対し補助金を交付し、産業活性化を図る。	商工振興課
農地利用集積の促進	農業委員会または農地中間管理機構を通じ農地の利用集積を図る農家に対し、規模拡大に伴い必要となる機械・施設導入の支援を行う。(導入経費の1/2以内、上限100万円)	農業政策課
農地中間管理事業	高齢や離農等により耕作を行わなくなった農地を農地中間管理機構(熊本県農業公社)が借受け、担い手とのマッチングを行い、転貸する。(市は熊本県農業公社の委託を受け業務を行う。)	農業政策課
機構集積協力金	農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合、その貸付者の内容、場所等に応じて協力金を交付する。 1 地域集積協力金 地域内の農地を機構に貸し付けた割合に応じて「地域」に交付される。交付金の使途は自由。 交付単価：2万円～3.6万円/10a 2 経営転換協力金 耕作をやめる場合や、経営していた作物の一部をやめて農地を農地中間管理機構を経由して担い手に貸し付けた農地の所有者に交付される。 交付単価：30万円～70万円/戸 3 耕作者集積協力金 機構が借り受けている農地などの隣接する農地を機構を経由して担い手に貸し付けた場合、農地の所有者又は耕作者に交付される。 交付単価：2万円/10a	農業政策課

農業技術者養成講座	就労後間もない農業後継者を対象に農業経営に必要な知識の習得を行わせる。	農業政策課
認定新規就農者	新たに農業経営を営もうとする青年（18歳以上 65歳未満）で、経営開始後5年間申請可能。 「青年等就農計画」を市に申請、市は基盤強化法に基づく市町村基本構想に照らし計画を認定。 認定されると無利子の青年等就農資金が利用できる。	農業政策課
青年就農給付金	市が認定した認定新規就農者が、青年就農給付金の給付要件を満たした場合、同給付金（年間 150万円、最長で5年間）が給付。	農業政策課
営農支援事業	新規就農者をはじめとする担い手農家に対し、農業に関する相談を受けるとともに、各種補助事業等の実施者へのフォローアップなどを行い、担い手の確保を図る。	農業政策課

(2) 交流の促進

①「交流・体験による魅力のPR」

施策・事業名	内容	担当課等
八代市移住・定住モニターツアー事業	二見地区をモデルとして、耕作放棄地、空き家等の利活用策及び住民の受け入れ意識の醸成を図るため、モニターツアー等の実施。	企画政策課
やつしろ全国花火競技大会(10月第3土曜)	八代の秋の夜空をキャンパスに北は秋田から南は鹿児島までの全国有名花火師30業者がその技と華麗さを競う西日本唯一の全国花火競技大会。	観光振興課 (やつしろ全国花火競技大会実行委員会)
九州国際スリーデーマーチ(5月第2週)	美しい自然と球磨川、氷川で育まれた日本一の「い草」の産地である八代平野を舞台に、地域内の多くの文化財や名所等を巡り歩く祭典。	観光振興課 (スリーデーマーチ実行委員会)
やつしろマーチングリーグ(5月～3月)	各支所祭り・イベントにおいて、地域の名所・旧跡等の観光施設を巡るウォーキング大会(リーグ)。(すべての大会に参加し完歩した際には、回数に応じた称号と記念品を授与。)	観光振興課 (スリーデーマーチ実行委員会)
久連子福寿草まつり(2月下旬)	久連子や岩宇土山に咲く「福寿草」の開花にあわせて、登山客などをもてなすイベント。トレッキングガイドを行うほか、郷土芸能の披露や特産品販売なども行う。	観光振興課 (五家荘地域振興会)
グリーンツーリズム事業	農業をはじめとする各種里山体験活動を行い、都市と農村の交流を図る。(体験活動インストラクターの養成、民泊受入家庭の掘り起こし、モニターツアーの実施)	観光振興課 (市グリーンツーリズム推進協議会事務局 :よかとこ宣伝隊)
やつしろ舟出浮き	八代海で漁師と一緒に漁船に乗り込み、伝統漁法を間近くで見学し、無人島で新鮮な海の幸(イカ、エビ、カニ、チヌ等)を堪能してもらう。	観光振興課 (八代舟出浮き組合)
みなと八代フェスティバル(10月第5日曜又は11月第1日曜)	市民が直接、海や港にふれあうことを目的に、海事官公庁、港湾関係者及び外港立地企業などが一体となって海洋イベントを行う。	国際港湾振興課 (みなと八代フェスティバル実行委員会)
坂本ふるさとまつり(11月第2日曜)	坂本町内の各種団体が「食」をテーマに開催する祭り。販売テントでは、地元の8つの地区の特産品をはじめ、八代市内外から様々な産品を販売。農産物の品評会や各種の体験コーナーも設け、同時にステージ上では来場者が参加するイベントや歌謡ショーなども行う。	坂本支所 総務振興課
せんちょうい草の里まつり(10月第3日曜)	千丁町はい草発祥の地であり、勇壮な“い草みこし”や地域特産品の販売、い草に関連した各種体験コーナーなど、い草を中心としたさまざまな催物を開催。	千丁支所 総務振興課

ふる郷愛鏡祭 (5月第4日曜)	昭和61年から始まった「ふる郷愛鏡祭」は、名物の畳投げ大会をはじめ、じゃがいも掘り体験、ミニ綱入れ体験、い草の里ジョギングフェスティバルなど、参加体験型のイベントを多く採り入れ、市内外から来場される観光客との交流を図る。	鏡支所 総務振興課 (ふる郷愛鏡祭実行委員会)
東陽しょうが祭 (10月第4日曜)	東陽町の特産品であるショウガの収穫祭として昭和50年から始まり、獲れたての新鮮なショウガを求めて県内外から多くの方が訪れる。ショウガの販売をはじめ、町民による手作り料理の出品、特産品の販売など様々なイベントを行う。	東陽支所 総務振興課
五家荘平家の里春祭り (5月上旬)	平家の里の能舞台で、樅木神楽や舞踊などの披露が行う。春の山菜の天ぷらの調理即売や特産品(ヤマメの塩焼き、猪汁)などの販売も行われ、五家荘の春を堪能できる。	泉支所 総務振興課 (五家荘地域振興会)
平家いずみお茶祭り (6月第1日曜)	お茶や柚子など特産品の品評会や展示即売をはじめ、ステージイベントなど多彩な内容で、町内外から多くの方が訪れる。	泉支所 総務振興課
五家荘紅葉祭 (10月25日 ~11月20日)	全国でも有数の紅葉の名所である五家荘において、車道沿いに広がる赤や黄色、色とりどりの景色を見ながら、地元手作りのイベントが各地で行われる。	泉支所 総務振興課 (泉町紅葉祭実行委員会)
八代妙見祭 (11月23日)	約380年の歴史を持ち、国の重要無形民俗文化財にも指定されている歴史と伝統ある祭礼行事。獅子舞、笠鉾、亀蛇、飾馬など多様な出し物が練り歩くのが特徴で、港として発展し、城下町として繁栄した八代の歴史を堪能できる。	文化まちづくり課 (八代妙見祭保存振興会)
八代くま川祭り (8月第1土曜)	球磨川の恵みに感謝し、産業振興・商業振興を目的とする市民総参加の祭りです。市民総踊りを中心に多彩なイベントを行う。	商工振興課 (八代くま川祭り振興会)

②「地域魅力の情報発信」

施策・事業名	内 容	担当課等
八代市ホームページ	市の行政情報や観光情報など、市民や市外者へ向けた幅広い情報を掲載する公式ホームページ。	広報広聴課
ごろっとやっしろ (SNS)	市民がパソコンや携帯電話から自由に情報を発信、交換できる地域密着型ポータルサイト(SNS)。	広報広聴課
広報「やっしろ」	市の行政情報をはじめ地域の話題などの情報を掲載している市役所の広報紙で、毎月1回発行し市内全世帯に配布。	広報広聴課
やっしろの風	八代の旬な話題やイベント情報などの魅力を発信し、八代市出身の方をはじめ周囲の方にもファンになってもらい、ひいては八代に訪れ、交流人口の増加を目指し作成している情報誌。	観光振興課
八代市移住・定住PR パンフレット	移住希望者等へ向けて、市全体の魅力を紹介するパンフレット。	企画政策課

○その他

施策・事業名	内 容	担当課等
熊本県立大学 地域貢献研究事業	大学の研究面における地域貢献活動の一環。H26年度の研究テーマは、「八代市の山間地域における空き家の実態調査」で、対象は坂本、東陽、泉地域。	企画政策課

7 地方創生へ向けた提案事項

地方創生を積極的に推進するためには、地方自治体への財政的な支援の拡充や地域の実態に応じた制度・規制の弾力的な運用、更には、新規事業の創出等によって、これまで以上の取組みが可能となります。

本市においても、国の「地方創生」に関する動向を敏速かつ的確に捉え、財政支援の拡充、制度改革、新規事業等につながるよう「やつしろ・まち・ひと・しごと対策本部」を設置し、提案事項の整理・検討を行いながら実現を目指していきます。

◆国等へ提案していく施策・事業例

①「まち」

施策・事業名	内容
地域のICT基盤整備強化【拡充】	既存のケーブルテレビ施設の基盤を強化（施設改修）するための国の補助制度の拡充。（※現在は、HFC伝送路のためFTTH伝送路への移行）
新幹線通勤定期券購入補助金【新規】	新幹線通勤定期券を利用し、通勤する方を対象とした補助制度等への財政支援。
マイナンバーカード（個人番号カード）利活用促進事業【新規】	コンビニエンスストア等での利用が困難な過疎地域等において、郵便局等でも当該カードを利活用できる環境を整えるなど、カードの利便性の向上と活用の多様化を幅広く推進。
携帯電話等の不感地域解消【拡充】	世帯数が少なく採算性の問題からエリア化が進んでいない地域における、施設の維持・管理や運用保守に対する補助制度の拡充。
超高速通信網の整備促進【拡充】	超高速通信未整備地域への補助率アップや補助要件の緩和、民設民営への補助制度の拡充。
歴史と文化を活かしたまちづくり事業の支援【新規】	貴重な文化財である八代妙見祭等の笠鉾や各団体所有の用具等の保存継承を行うとともに、年間を通じて、その魅力を伝えることができる施設を整備する等、八代地域の文化力を活かした地域活性化と交流促進が可能な公益空間を作るための補助制度の創出。
大型クルーズ客船寄港促進【新規】	入国手続きの迅速化等に対応したターミナル整備補助金制度の創設や規制緩和による免税店の拡大、地域観光振興を促進するためのツアーバス確保に係る助成制度の創設や寄港した外航クルーズ船内立ち入り規制の緩和・船内見学会開催等への助成制度の創設。
緑の産業再生プロジェクト促進事業【拡充】	高性能林業機械や木質バイオマスボイラー等、木材関連設備の導入を促進する事業の拡充。（国の補助事業期間が、H26年度までとなっているため、制度の継続を希望。）
道整備交付金事業【拡充】	事業採択に際して、市町村道、農道、林道との組み合わせでの計画が必須となっているため、林道単独での事業採択が可能となるような補助制度の拡充。
市内一円道路改良事業【拡充】	市民生活に密着した道路である市道の改良や舗装工事などへの国の補助制度の拡充。

道路維持事業 【拡充】	生活道路から幹線道路までの維持補修に努め、安全・快適で便利な道路や、潤いを与える街路樹の維持管理による通行の円滑化と居住環境の整備を図るための補助制度の拡充。
橋梁長寿命化修繕事業 【拡充】	道路法の改正（平成26年7月施行）により、橋長7m以上の橋梁から、すべての橋梁（橋長2m以上）について、5年に1度の近接目視による点検を実施するよう義務付けられた。今後、市域の1960橋を対象に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、修繕を行っていくための補助制度の拡充。
都市計画道路整備事業 （南部幹線・西片西宮線・八の字線等）【拡充】	都市の基盤的道路施設として、主要な骨格をなし、市民生活や経済活動等における自動車歩行者交通等を円滑にするとともに、市の外郭を形成する道路の整備事業に係る補助制度の拡充。
都市公園安全・安心対策 緊急支援事業【拡充】	都市公園の老朽化した施設を改築・更新、施設のバリアフリー化改築、備蓄倉庫の設置を行うことにより、公園利用者の安全と安心を確保するとともに防災機能向上を図るための補助制度の拡充。
公園施設長寿命化対策 緊急支援事業【拡充】	市民の安全で快適な公園利用のため、老朽化公園施設の改築計画の策定及びそれに基づいた施設改築を行うための補助制度の拡充。
市内一円公園施設整備 事業【拡充】	公園に排水施設や安全施設などの施設整備することや新たな公園整備を行うことで、市民の安全で快適な公園利用を図るための補助制度の拡充。
市内一円公園維持管理 事業【拡充】	都市環境の保全と地域コミュニティの形成及びレクリエーションの場として公園の適正な維持管理を行うことで、安全で快適な公園利用を図るための補助制度の拡充。

②「ひと」

施策・事業名	内容
こども医療費助成制度 【新規】	子育て世帯の経済的負担軽減とともに、子どもの健康保持と健全な成長をはかるため、子どもの医療受診に対する補助制度の創設。
第3子以降の保育料 無料化【拡充】	子育て世帯の経済的負担軽減のため、同時入所のみならず、生計を同一にする子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども）が3人以上で、かつ第3子以降の保育料の無料化に対する補助制度の拡充。
6次産業化推進員事業 【新規】	6次産業化に係る関係者（小規模農家等と加工、飲食業者等を想定）との連絡調整や、広報活動等、生産と消費の間に立ちコーディネート役としての実践活動を行いながら、新たなビジネスチャンスを拡大する役割を持つ「6次産業化推進員」の雇用に対する補助制度の創出。
6次産業化（販路拡大・ 商品開発等）アドバイザー 一雇用事業【新規】	農業者等自らが商品開発や生産、加工、販売までを総合的にマネジメントできる力がつくよう、また、6次産業化に関する種々の課題・相談に対応できるよう、本市専属の6次産業化アドバイザーを雇用するための補助制度の創出。

流通アドバイザー雇用事業【新規】	地域間競争が激化する中で、農林水産物の販路開拓や販路拡充を進めるにあたっては、流通に関する高度な情報と専門的知識、及び、人的ネットワークが必要となる。フードバレー推進のため、国内外の流通に精通した本市専属の流通アドバイザー人材を雇用するための補助制度の創出。
------------------	---

③「しごと」

施策・事業名	内容
八代港の整備促進【拡充】	大型船舶の入港に対応するための水深14m航路の早期整備および老朽化している水深12m岸壁の早期対策完了。
産業用地整備事業【拡充】	フードバレー構想に伴い、食品関連産業の集積を図るべく、産業用地の確保のための規制の緩和。
新技術・新製品研究開発支援事業【拡充】	中小企業者等が実施する新技術・新製品等の研究開発事業に対し、必要な経費の一部を助成し、独自の優れた技術・製品をもつ企業の育成を支援するための補助制度の拡充。
八代市産業活性化人材育成支援事業【拡充】	研究開発、技術の向上、経営の安定化等のため、取締役及び従業員等が研修を受講する際に、補助金を交付（現在、従業員のみ）し、人材育成を支援するための補助制度の拡充。
農商工連携に係るハード整備に対する補助制度の要件緩和【拡充】	「6次産業化ネットワーク活動整備交付金」事業のハード整備に対する補助制度において、農商工連携促進法の認定を必要としない制度への要件の緩和。
大都市圏物流拠点整備事業【新規】	輸送コストを削減するために、県内から大都市圏への流通を一本化するシステムを構築するとともに、大都市圏に県内からの農産物を集積させる物産拠点の整備及びそこからの配送システムの構築。
魅力発信・販路拡大事業【拡充】	八代の「食」を国内に広く周知するため、大都市において「八代物産展」を開催し、今後、国内のみならず台湾、香港等の国外においても実施。
有害鳥獣被害対策（捕獲対策）事業【拡充】	農林作物被害の防止を図るため、シカ、イノシシ等の捕獲に対して補助金を支出しているが、捕獲者の高齢化も進んでおり、早急に目標の頭数まで減らすための補助率嵩上げに係る制度の拡充。
有害・食害生物対策事業補助金【拡充】	アサリの食害生物であるナルトビエイ等の駆除・処分等に対する補助の拡充。
アサリ・カキ増殖促進事業【拡充】	漁業者によるカキ養殖やアサリ稚貝の沈着促進基質を用いた資源回復及び漁場の改善に資する取組に対して支援の拡充。
エビ類等共同放流化事業【新規】	八代海の水産資源の回復を図るため、現在、共同放流が行われていないクルマエビ種苗等に関し、関係者と共同放流に向けた体制を構築するとともに、共同放流を実施するための補助制度の創設。

<p>放置船対策事業補助金 【新規】</p>	<p>市管理漁港等の放置船及び老朽化した船舶の処分を行う際の補助制度の創設。</p>
<p>原木生産促進事業 【新規】</p>	<p>木材価格の低迷等により、適期が来ても伐採が行われていない山林も多い。全伐を促進するため伐採した木材の運搬費に対する補助制度の創設。</p>
<p>木の駅プロジェクト 促進事業【拡充】</p>	<p>林地残材等を木質バイオマス燃料として利活用するため、山林所有者等が木材を出荷し、収入を得られるような集積拠点をつくることで、併せて森林整備が進み、地域の活性化に繋がるようなシステムの構築・運営に対する補助制度の創設。</p>
<p>林業・漁業の新規就業者 への支援制度の創設 【新規】</p>	<p>高齢化する林業、漁業の担い手の育成のため、新規就業支援としての給付制度の創設。</p>
<p>輸出木材くん蒸助成 事業【新規】</p>	<p>林業及び木材関連産業の振興を図るため、八代港の主たる輸出貨物である木材を中国に輸出する際に必要となる、くん蒸費用を八代産材に限り助成する制度の創設。</p>

(資料) 八代市定住促進検討会 (8部30課)

部名	課名
企画振興部	企画政策課
	各支所 総務振興課 (5)
市民協働部	市民活動支援課 (二見出張所)
	文化まちづくり課
	いきいきスポーツ課
環境部	環境課
健康福祉部	健康福祉政策課
	障がい者支援課
	長寿支援課
	こども未来課
	国保ねんきん課
	はつらつ健康課
商工観光部	商工振興課
	観光振興課
	国際港湾振興課
農林水産部	フードバレー推進課
	農業生産流通課
	農業政策課 (農事研修センター) (営農支援室)
	水産林務課
建設部	建築住宅課
	建築指導課
	区画整理課
	用地課
教育部	教育総務課
	学校教育課
	生涯学習課

(資料) 「やっしろ・まち・ひと・しごと対策本部」設置要項

1 目的

国における「まち・ひと・しごと創生本部」及び県における「幸せ実感まち・ひと・しごとづくり本部」の設置を契機に、国及び県の地域活性化の動きを的確に捉えた人口減少、過疎化、地域の創生等の課題に対応するため「やっしろ・まち・ひと・しごと対策本部」(以下「本部」という。)を設置する。

2 体制

- (1) 本部は、別表に掲げる職にある者で構成し、本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部下部組織として、幹事会を設置することができる。

3 会議の招集等

- (1) 本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集する。
- (2) 幹事会の会議は、本部長が別に定める。

4 関係者の出席

本部長は、必要があると認めるときは、関係者に本部会議への出席を求めることができる。

5 事務局

本部の事務局は、企画振興部企画政策課に置く。

6 雑則

この要項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要項は、平成26年9月22日から施行する。

別表

市長、副市長、教育長、政策審議監、企画振興部長、総務部長、市民協働部長、環境部長、健康福祉部長、商工観光部長、農林水産部長、建設部長、教育部長



熊本県 八代市